

第5期 恵庭市総合計画策定方針

2016-2025



平成26年5月

【 はじめに 】

市町村がその地域全体の総合的發展を計画的に進めるための計画、いわゆる「総合計画」を策定することについて地方自治法第2条第4項で定められていましたが、平成23年に施行された第一次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）により義務付けが廃止されました。

現在は恵庭市まちづくり基本条例（以下「まちづくり基本条例」という。）の中で基本構想（総合計画）の策定について議会の議決を経て定めるよう位置付けられています。

恵庭市まちづくり基本条例

（総合計画）

- 第21条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」といいます。）を定めます。
- 2 市は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経なければなりません。
 - 3 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、関係する情報の提供に努めるとともに、広く市民の参加を求めるものとします。
 - 4 市は、総合計画で定めた目標の達成状況など進捗状況を管理し、市民に分かりやすく公表しなければなりません。
 - 5 市は、財政計画など個別の計画を策定するときは、総合計画との整合性を確保するよう努めなければなりません。

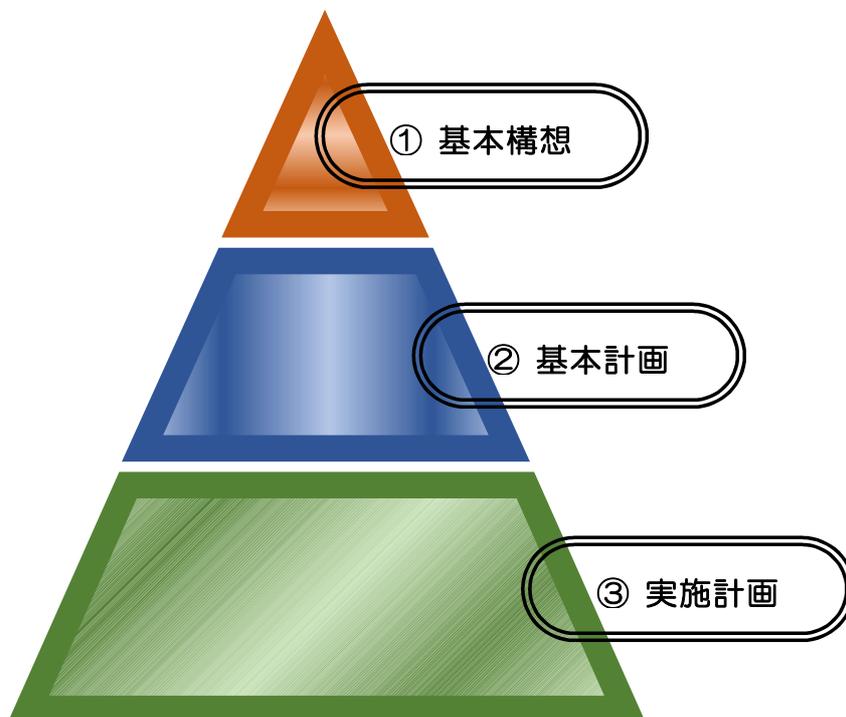
総合計画は、恵庭市の今後の行政活動全般にわたる目標とその手段を明示しており、よりよい“まちづくり”、“都市づくり”を総合的かつ計画的に推進するための市政の基本方針としての役割と性格を持つもので、市の「最上位計画」と位置づけられています。また、これからのまちづくりの基本的方向とその実現のための各分野の施策等を明らかにするものであるとともに、市民と行政とが協働・連携してまちづくりを推進するための共通の指針となるものです。

総合計画

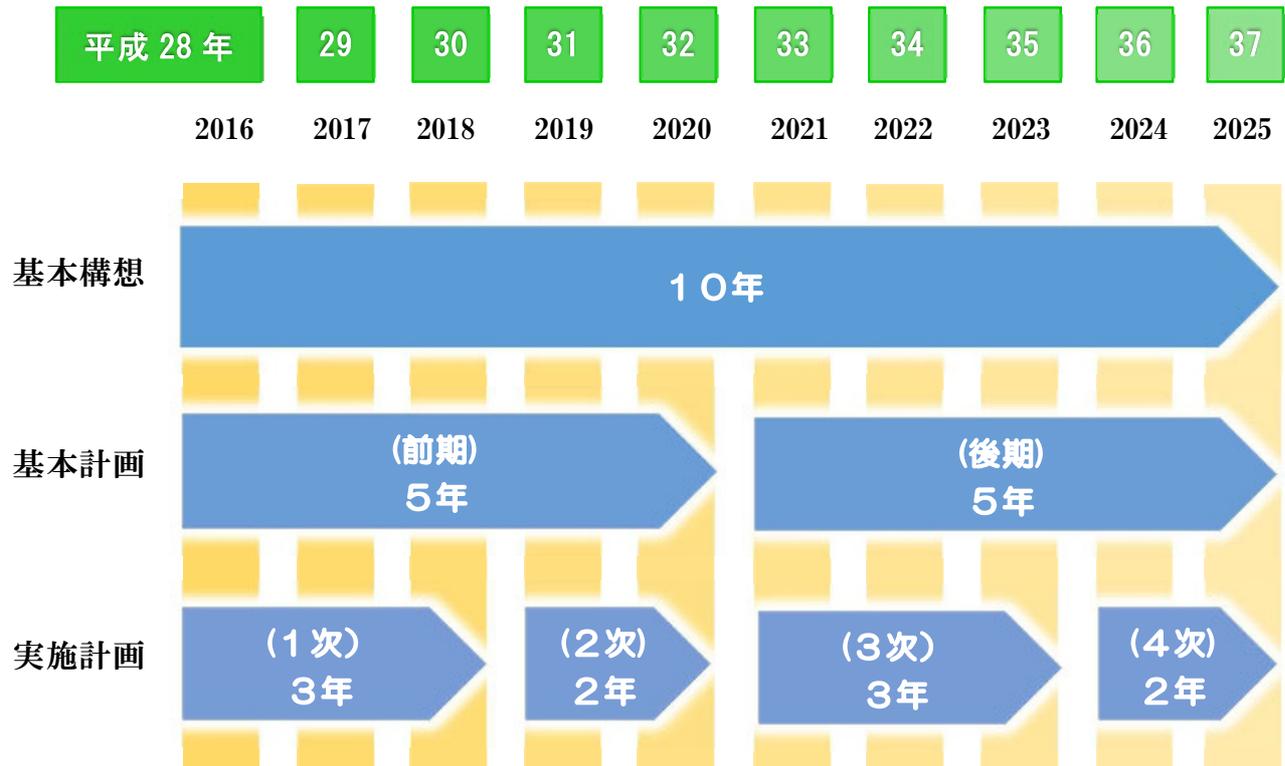
- 行政活動全般に亘る目標とその手法を明示するもの
- 市内外へまちづくりの方針を示すもの
- まちづくりにおける行政、市民、各種団体、企業等の役割分担を提示するもの
- 行政内部での施策形成及び調整と実行のマニュアルとなるもの

I. 総合計画の構成と計画期間

新しい総合計画の構成は、基本構想・基本計画・実施計画の三層で構成します。



- ① **基本構想** ……恵庭市の目指す都市像を明らかにし、実現のための基本方向を示します。
(総合計画策定の趣旨、将来の都市像、まちづくりの課題、目標、理念、施策の大綱、土地利用 等)
*将来想定人口については現在、人口減少時代へ突入しており、それに対応するまちづくりを進めることとします。
- ② **基本計画** ……まちづくりの基本方向を実現するため、具体的な施策を分野別・体系的にします。
*計画期間を前期5年・後期5年とし、期間中の諸情勢の変化や施策の推進状況により見直しすることで、より実効性を持つ基本計画となります。
- ③ **実施計画** ……基本計画で示した施策の方向に沿って、各事業の年次ごとの計画を定めます。
(実施に向けた年度計画を示します)
*基本計画にならい、第1次3年、第2次2年、第3次3年、第4次2年の期間で設定。計画の進行管理と事業の評価を毎年行うことで、計画の効率的な実施を目指します。



< 参 考 >

恵庭市総合計画の計画期間

計画の構成	期 間	基本構想	基本計画	実施計画
恵庭市総合開発計画	S48～S60	12年	10年	3年
第2期恵庭市総合計画	S61～H 7	10年	10年	3-3-4年
第3期恵庭市総合計画	H 8～H17	10年	10年	3-3-4年
第4期恵庭市総合計画	H18～H27	10年	5-5年	3-2-3-2年
第5期恵庭市総合計画	H28～H37	10年	5-5年	3-2-3-2年

Ⅱ. 計画の策定体制（庁内推進体制）

総合計画の策定にあたっては、庁内に「策定委員会」及び「ワーキング部会」を設置し、基本構想及び基本計画の素案を作成します。

（１） 策定委員会

市長の委任を受け、委員長に「副市長」を、副委員長に「教育長」を、また、委員を「部長職」で構成する総合計画策定委員会を組織し、ワーキンググループが取りまとめた基本構想・基本計画の素案（検討案）を審議し、素案（原案）として市長に報告します。

（２） ワーキング部会

総合計画の基本構想及び基本計画の素案（検討案）を作成し、策定委員会に提出します。ワーキング部会は「各部の次長職及び各部から推薦された課長職以下」で構成し部会長・副部会長はワーキング部会の中から互選することとします。

ワーキング部会は、分野別の専門部会と各分野別専門部会のリーダーによる「ワーキングリーダー部会」に分かれて調査、研究及び調整し、基本構想・基本計画素案（検討案）をまとめます。

また、ワーキング部会における分野別に全職員を対象とした意見交換の場を設定し、意見を計画策定の基礎資料とする。

部会長は、必要があると認めた場合、関係者の出席を求めて意見又は説明を聞くことができるものとします。

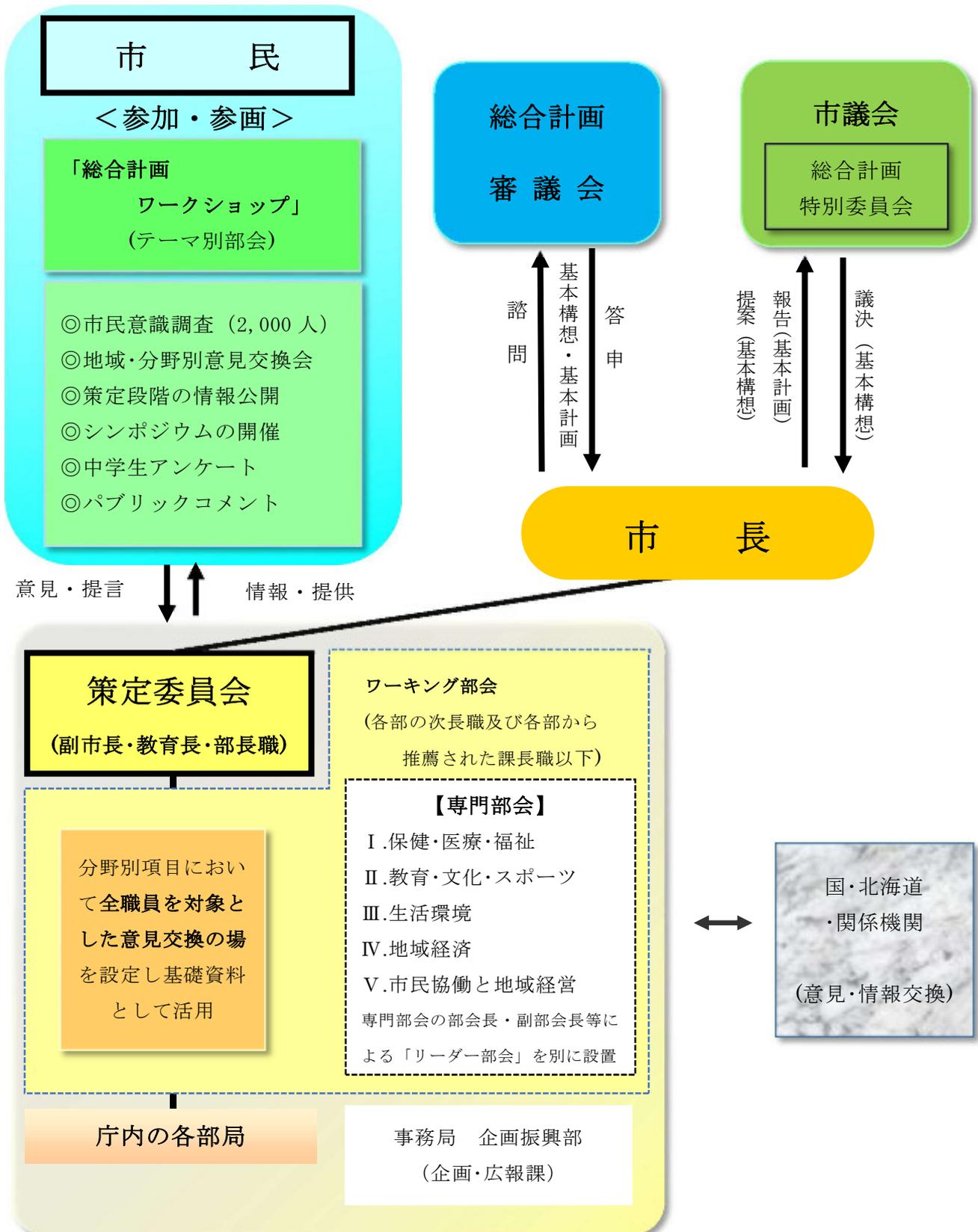
（職員参加）

- ・ワーキング部会・・・総合計画の素案作成に当たります。
- ・担当課・・・分野別基礎調査シート（総合計画基礎資料）作成、ヒアリング、基本計画シート作成（実施計画づくりのスタート）を通し、総合計画素案作成の基礎資料とする（ワーキング部会等でのとりまとめ）

（３） 事務局体制

総合計画策定に係る全般の調整及び庶務については、企画振興部企画・広報課が当たるものとします。

総合計画策定体制



Ⅲ. 総合計画審議会への諮問

(1) 審議会への諮問

基本構想（素案）・基本計画（素案）は、総合計画審議会条例第1条（昭和46年条例第11号。以下「審議会条例」という。）の規定に基づき設置する「恵庭市総合計画審議会（以下、「審議会」という。）」に一括諮問し、その答申を得るものとします。

(2) 審議会委員の委嘱

市長は、審議会の委員として13名（審議会条例第3条 任期2年）及び、臨時委員13名（条例第4条 任期は特別な事項に関する審議が終了したとき解任される）の26名を委嘱します。なお、委員の一部については一般公募を行います。

(3) 専門部会の設置

審議会に、専門部会（恵庭市総合計画審議会条例施行規則第2条に規定）を置き審議することとします。

専門部会には「部会長」「副部会長」を置き、部会数や各部会の所掌事務は別途調整します。



IV. 市民参加による計画づくり

少子高齢化が進む中で、私たちの周りの生活は大きく変わってきています。そして新たな地域の課題が生じてきており、もはや「行政」だけで解決するのは難しくなっているのが現状です。様々な地域課題を解決するには「行政」と「市民」がお互いに協力し合って、「協働」のまちづくりを進めることが大切です。

このため、恵庭市では平成25年に「まちづくり基本条例」を策定しました。

総合計画の策定にあたっては、幅広い市民の参加・参画が得られるよう計画策定段階での情報提供に努めながら、市民意識調査やシンポジウム、地域や分野別による意見交換会やワークショップを開催し、市民意見が反映された計画策定を進めます。

また、総合計画の各分野において目標とする指標を設定し、計画の進捗状況を分かりやすく公表したいと考えています。

※市民参加・参画の取り組み

- ・地域別・分野別意見交換会の実施
- ・策定過程の情報公開
- ・シンポジウムの開催
- ・総合計画ワークショップの実施
- ・市民意識調査実施
- ・中学生対象アンケートの実施
- ・パブリックコメントの実施

V. 基本構想（原案）の議会審議

総合計画の基本構想（原案）は平成27年9月（第3回定例会）に提案し、総合計画特別委員会において審査していただきます。